

# 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）を 活用してみませんか？

令和5年4月1日以降応募の「事業再構築補助金」の  
交付決定を受けた事業主様へのご案内となります。

## 重要な確認ポイント

すべてに該当することが必要です。

### STEP 1 対象となる「事業再構築補助金の交付」とは？

第10回または第11回公募要領に基づき、

- |   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 類型   | ①「物価高騰対策・回復再生応援枠」 または、<br>②「最低賃金枠」 |
| 2 | 事業計画 | 「実施体制」の中に、「人材確保に関する事項」が記載されていること   |

### STEP 2 労働者の採用時期（雇入れ対象期間）は？ 下記1～2までの間

- |                  |                           |                    |
|------------------|---------------------------|--------------------|
| 1                | 雇入れ対象期間の初日                |                    |
| い<br>ず<br>れ<br>か | ①補助事業事前着手承認が <b>無い</b> 場合 | ⇨ 補助交付決定日から        |
|                  | ②補助事業事前着手承認が <b>有る</b> 場合 | ⇨ 応募書類提出日の翌日から     |
|                  | ③補助事業の <b>計画変更</b> をした場合  | ⇨ 補助事業計画変更承認日の翌日から |
| 2                | 雇入れ対象期間の末日                | 補助事業完了期限日まで        |

### STEP 3 支給対象事業所について

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 雇用保険適用事業所であること   |
| 2 | ★基準期間において、事業主都合による離職者がいないこと<br>基準期間：対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日まで |
| 3 | 出勤簿や賃金台帳等を整備し保管していること  |

詳しい内容については  
右記にご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 産業雇用安定助成金担当

★担当がご質問、ご相談に対応させていただきます。

☎043-441-3540

裏面に続きます。

## STEP 4

# 対象労働者について

- 雇用保険被保険者資格取得等
  - ①一般被保険者として資格取得していること
  - ②期間の定めのない労働契約を締結していること（パートタイム労働者を除く）
- 業務内容等（以下のいずれかを満たすこと）
  - ①専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務
  - ②部下を指導及び監督する業務に従事し、係長相当職（正規雇用の部下が1名以上）以上の者
- 賃金（原則）★対象労働者が支給決定までに離職した場合については別の扱いになります。
  - ①助成対象期間（1年間）の労働に対し支払われた賃金が350万円以上であり、
  - ②第1期、第2期の支給対象期に支払われた賃金がそれぞれ175万円以上であること

## 支給額について

対象労働者が支給決定までに離職した場合等については、別の扱いになります。

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人	200万円/人
助成対象期間	1年間（原則は雇入れに係る日から、なお雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日からの場合あり）	
支給方法	140万円 × 2期	100万円 × 2期

## 助成金の受給までの流れについて

- 第10回または第11回事業再構築補助金の交付決定
- 対象労働者の雇入れ
- 産業雇用安定助成金 第1期支給申請 ★（支給対象期間末日の翌日から2カ月以内）
- 産業雇用安定助成金 第1期の助成金受給
- 産業雇用安定助成金 第2期支給申請 ★（支給対象期間末日の翌日から2カ月以内）
- 産業雇用安定助成金 第2期の助成金受給



### 豆情報！

在籍中の労働者のスキルアップを図り、新規事業に従事させることを検討している事業主様は、**産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）**がご利用いただける場合がございますので、お問い合わせください。

制度の詳細等については、下記QRコードから！

- ①事業再構築支援コース【厚生労働省】
- ②事業再構築補助金【中小企業庁】
- ③スキルアップ支援コース【厚生労働省】

①



②



③



来局によるご相談にも対応させていただきますので、ご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 産業雇用安定助成金担当

☎043-441-3540

(R5.5)



